

リレバン・レポート'10

～さらなる協調関係に向け、ステップアップ～

平成23年2月

青 森 県

「リレバン・レポート'10」の発行にあたって

現在、県内の景気は、厳しい状況にあり、その先行きにも不透明感が強まっています。

平成22年の企業倒産件数は79件(対前年比77.4%)で、平成20年10月31日に創設された緊急保証制度や、平成21年12月4日に施行された中小企業金融円滑化法など、金融面での施策の効果もあり、小康状態が続いております。

しかしながら、円高や原材料高など懸念材料も少なからずある中、今後の見通しは予断を許さない状況であり、中小企業金融を巡る環境も引き続き厳しいものと考えています。

県では、中小企業金融の円滑化を図るため、リレーションシップ・バンキングを推進していくこととしており、その効率的な推進方の提示を目的として、平成20年度から「リレバン・レポート」を作成しております。

第3号となる今年度の「リレバン・レポート」は、平成21年度に引き続き、主に中小企業側の取組状況のフォローアップに重点を置きつつ、中小企業から見た金融機関の取組についても焦点を当てて取りまとめました。本レポートが県内中小企業金融の円滑化の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、アンケート調査に御協力いただいた中小企業者の皆様及び調査票の取りまとめに御尽力いただいた商工団体を始め関係各位に御礼申し上げ、発行にあたっての御挨拶といたします。

平成23年2月

青森県商工労働部長 櫻庭 洋一

(参考)リレバンとは

リレーションシップバンキング(=地域密着型金融)の略

(relationship banking)

地域密着型金融とは、「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出金等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル(平成15年3月27日金融審議会報告)」である。

その本質は・・・

○長期的な取引関係により得られた情報を基に、質の高い対面交渉等を通じて、早い時点で経営改善に取り組むとともに、中小企業金融における貸出機能を強化することにより、金融機関自身の収益向上を図ること。

×地域貢献の名の下にコストを無視した取組を金融機関に求める。

目 次

I アンケート調査の概要	1
1 調査対象	
2 調査方法	
3 調査時期	
4 サンプルプロフィール	
II 中小企業者の金融機関に対する満足度	2
1 総合満足度	
2 個別項目満足度	
3 総合満足度と個別項目満足度との相関関係	
III 中小企業者の資金調達の現状	7
1 融資や条件変更の謝絶割合	
2 謝絶理由	
IV 中小企業者の相互理解促進への取組状況	9
1 試算表の作成・提出	
2 資金繰り表の作成・提出	
3 事業計画の作成・提出	
4 決算書の提出	
5 中小企業者が決算書等を自発的に提出した場合の金融機関側の反応	
6 金融円滑化法に基づく対応状況	
7 県特別保証融資制度の利用状況	
8 商工団体の経営指導の活用状況	
9 金融機関への要望	
V 「相互信頼」関係の構築へ向けて	19
1 中間層、不満足層に変化の兆しあり	
2 とともにステップアップ	
3 今後の取組スケジュール	

I アンケート調査の概要

1 調査対象

県内に事業所を有する中小企業者

2 調査方法

県内各商工会議所・商工会、青森県中小企業団体中央会、その他業界団体の協力による調査票の配布・回収

3 調査時期

平成22年11月25日～平成22年12月24日

4 サンプルプロフィール

調査票配布数	2,500社
総回収数	1,597社(回収率63.8%)
有効サンプル数	1,367社(対総回収数比85.6%)

(有効サンプル内訳)

- 業種別 建設業336社、製造業117社、卸小売業556社、サービス業269社、その他89社
- 従業員数別 「20名以下」1,234社、「21～50名」75社、「51～100名」36社、「101名以上」22社

Ⅱ 中小企業者の金融機関に対する満足度

1 総合満足度

中小企業者の金融機関に対する総合満足度

63.5点 (昨年度比▲0.7点)

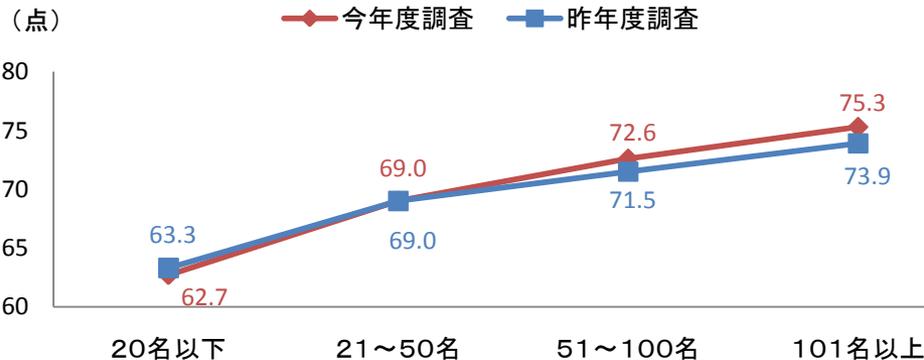
○昨年度より0.7点下回る結果となったが、ほぼ同水準。

○従業員20名以下の小規模企業の満足度が低い状況。規模が大きい企業では、今年度調査が昨年度調査を若干上回っている。

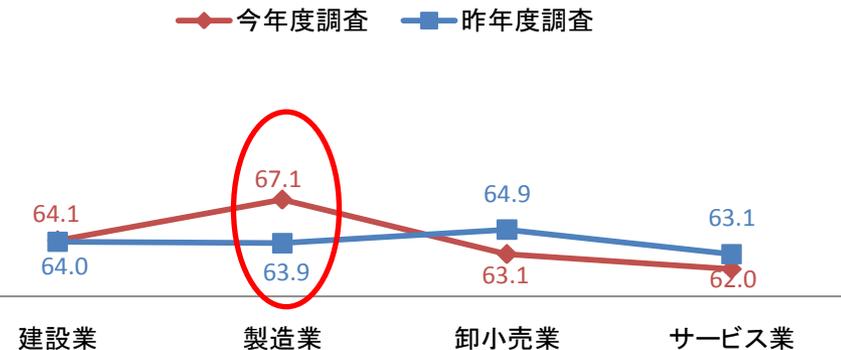
○業種別では製造業だけが昨年度調査を上回っている。

※景気回復が製造業、規模の大きい企業を中心に進んでいることを反映しているものと推測される。

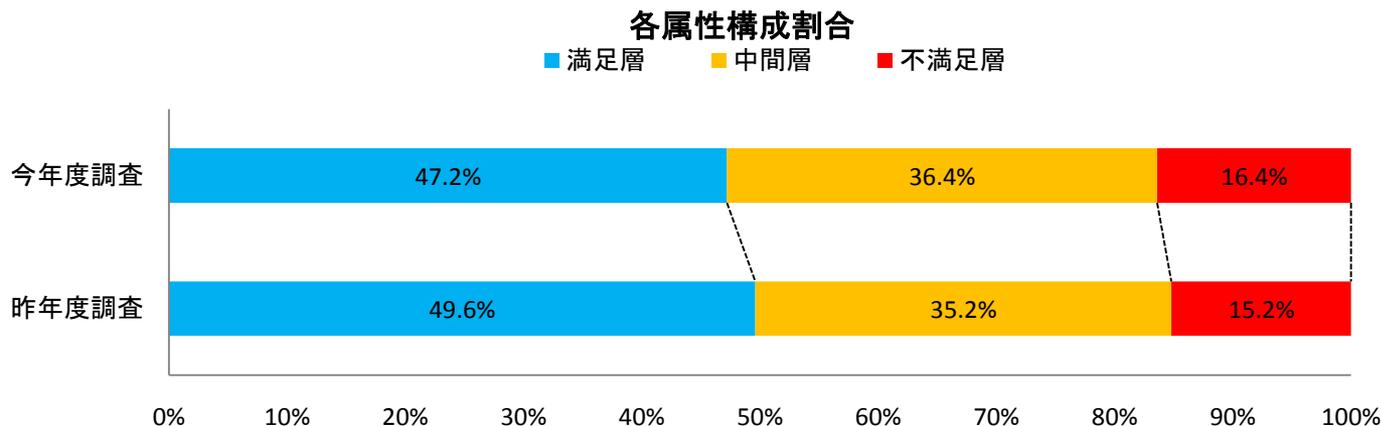
従業員規模別総合満足度



業種別総合満足度



○総合満足度については、満足層がやや減少し、中間層・不満足層が増加した。



「満足層」、「中間層」、「不満足層」とは

今回実施したアンケート調査の中で、メインバンクの総合的な満足度を調査していますが、その回答により、回答者を3つに分類したものです。具体的には、以下のとおりです。

メインバンクの総合的な満足度について伺います。

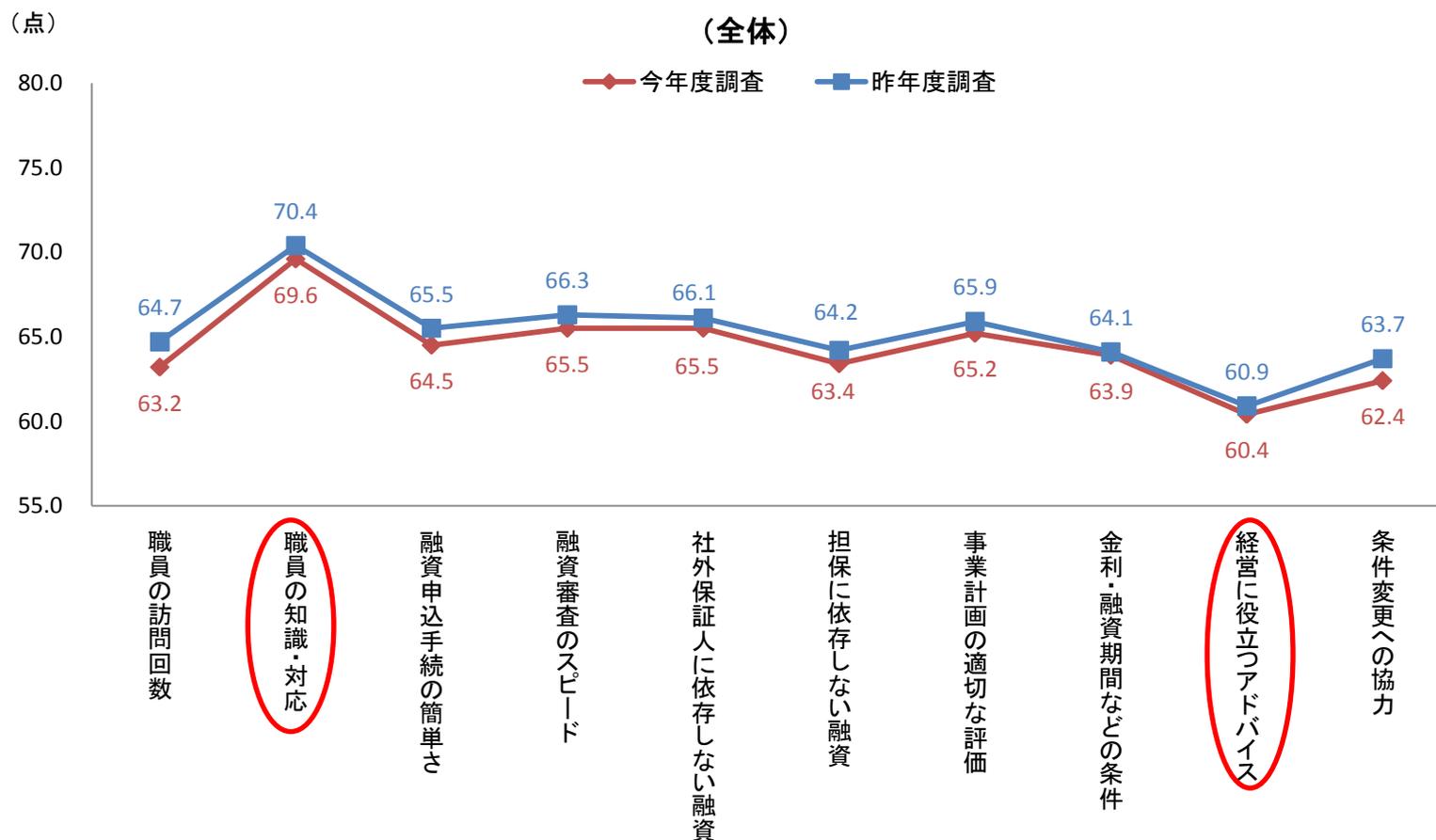
1 大変満足	満足層	サンプル数645(構成比47.2%)
2 かなり満足		
3 まあ満足		
4 普通	中間層	サンプル数498(構成比36.4%)
5 やや不満		
6 かなり不満	不満足層	サンプル数224(構成比16.4%)
7 大変不満		

※次ページ以降で、次のように略式表示する場合があります。

満足層 → (満) 中間層 → (中) 不満足層 → (不)

2 個別項目満足度

- 全項目で、昨年度調査を若干下回ったが、ほぼ同水準の範囲となっている。
- 項目間の比較では、「職員の知識・対応」に関する項目の満足度は高く、「経営に役立つアドバイス」に対する満足度が低い。また、昨年度とほぼ同様の傾向を示している。

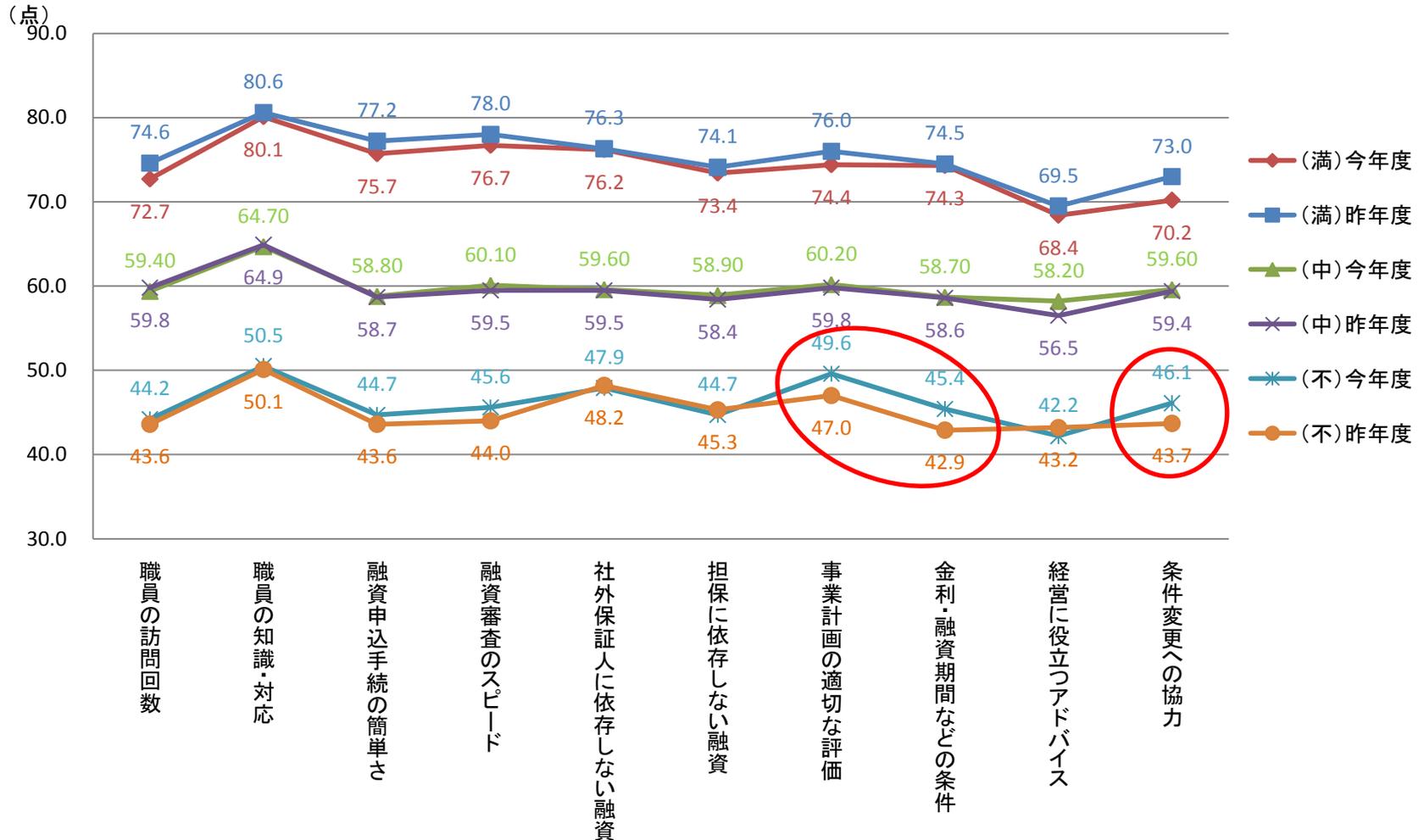


○満足層、中間層は全体同様、昨年度との差があまりなかった。

○不満足層も大半の項目で昨年度と差があまりないものの、事業計画評価、融資条件、条件変更への協力といった項目で、昨年度を一定程度上回っている。

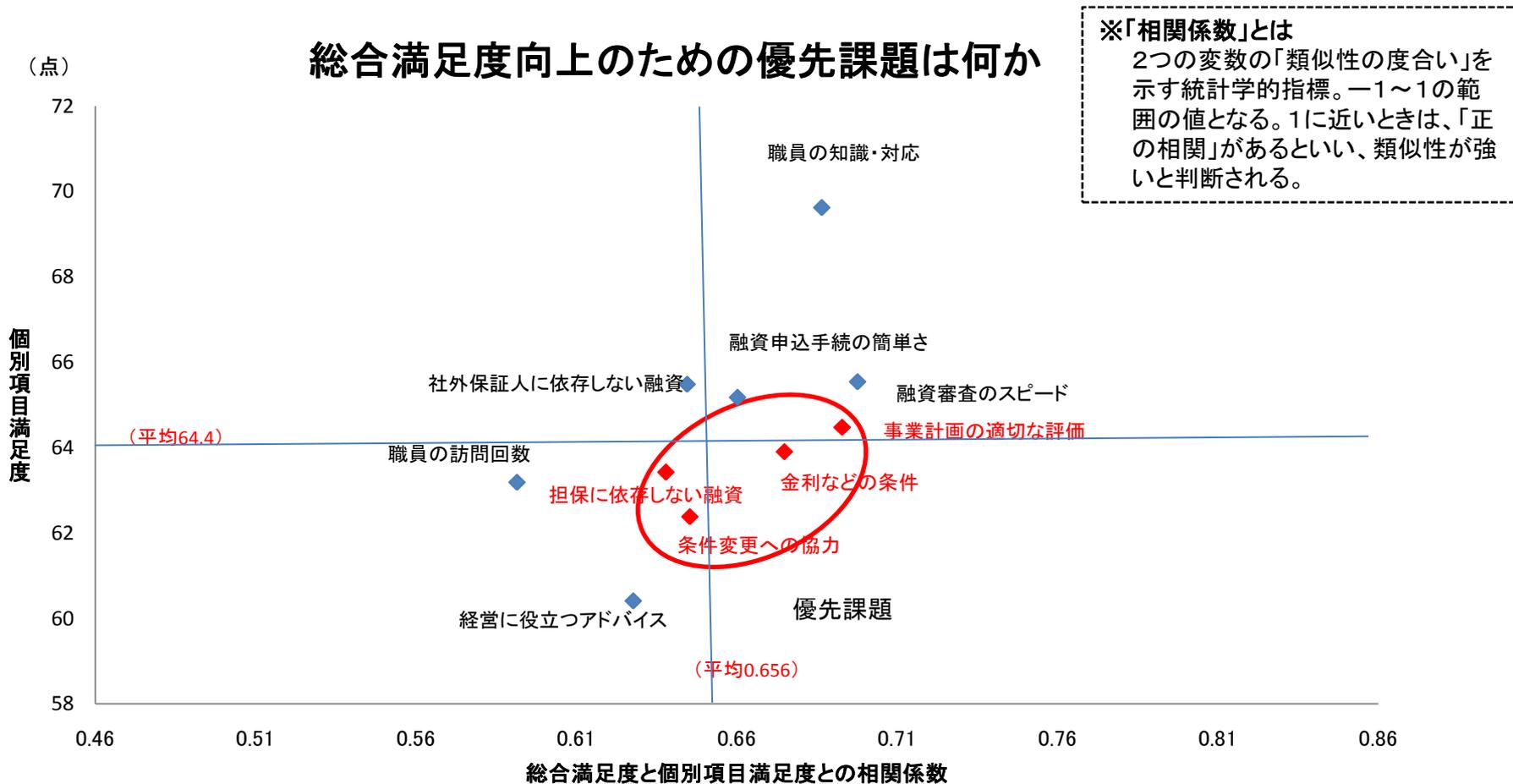
※条件変更への対応と経営改善計画への支援といった中小企業金融円滑化法において求められる対応に関連の項目であり、同法の効果が現れているものと推測される。

(総合満足度属性別)



3 総合満足度と個別項目満足度との相関関係

- 高相関(その項目の個別満足度が高ければ総合満足度が高くなる)・低満足度(実際の満足度が低い)の項目が総合満足度を効率的に上げるための優先課題である。
- 優先課題の解決は、金融機関の努力だけでは困難であり、企業側の協力が不可欠である点も多い。(例:事業計画の適切な評価には、企業が自社の現状と将来を踏まえ計画を作成)



Ⅲ 中小企業者の資金調達の現状

1 融資や条件変更の謝絶割合(全サンプル数に占める「謝絶あり」の割合)

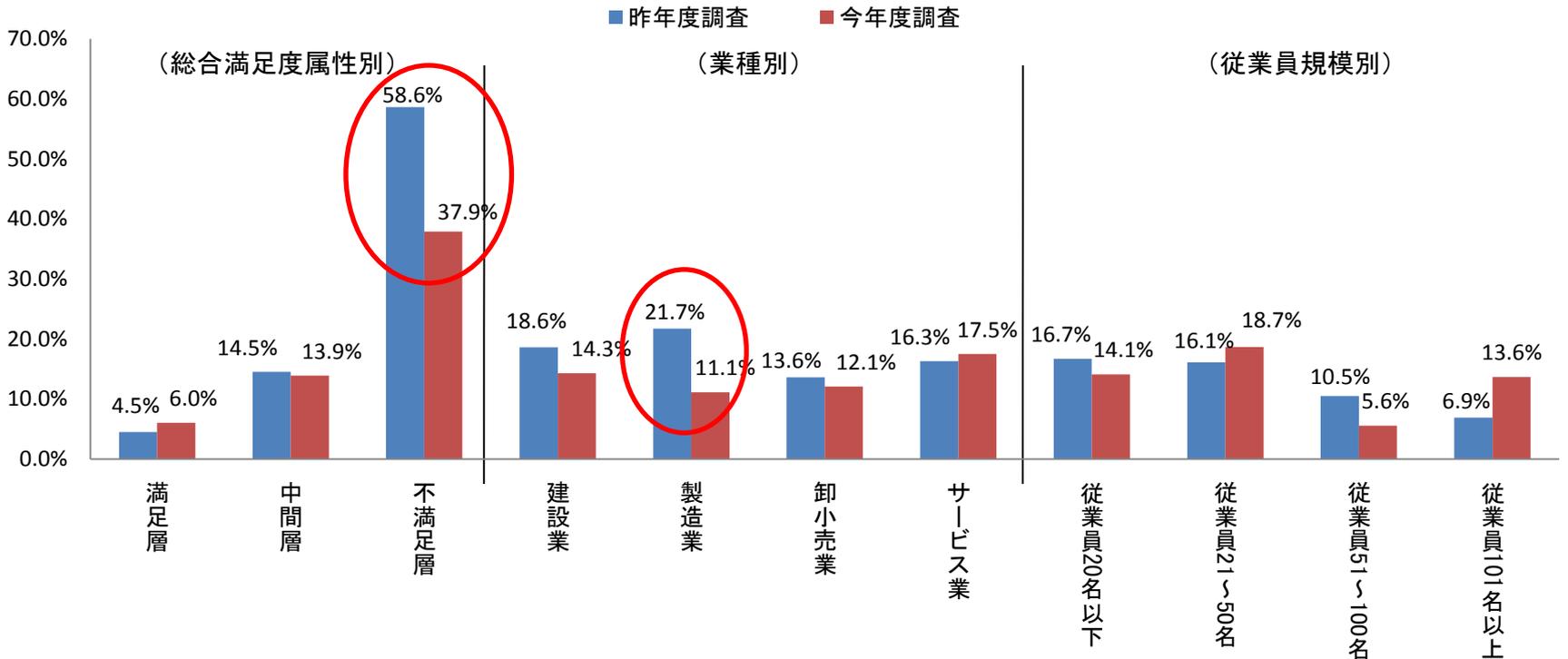
(今年度調査) **14.1%** ← (昨年度調査) **16.3%**

○平成20年10月31日に始まった「緊急保証制度」に加え、平成21年12月4日に施行された中小企業金融円滑化法による対応が本格的に進んでいる効果もあってか、昨年度より謝絶割合は減少しており、特に不満足層で減少幅が大きい。

※不満足層では条件変更を求める企業が比較的多く、金融円滑化法の効果がより高く現れているものと推測される。

○業種別では、製造業で昨年度から大きく謝絶率が減少している。

※景気回復が製造業を中心に進んでいることを反映しているものと推測される。



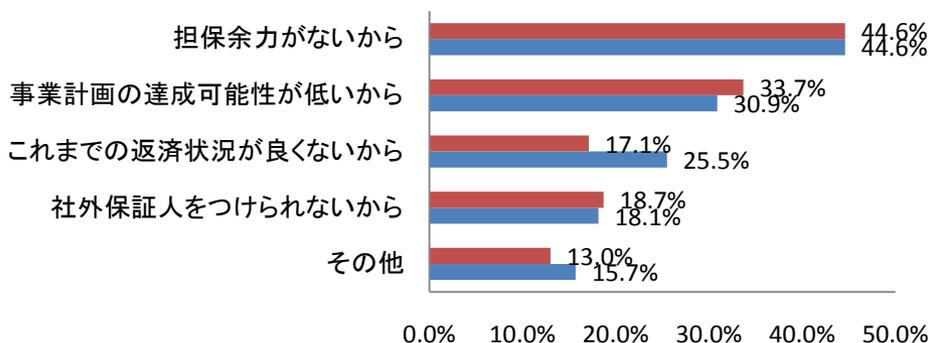
2 謝絶理由(複数回答、回答数/該当者数(%))

○昨年度に引き続き、「担保余力がないから」が最多となっている。

○不満足層において、「これまでの返済状況が良くないから」が大幅に減少し、全体の数値の減少も大きくなっている。

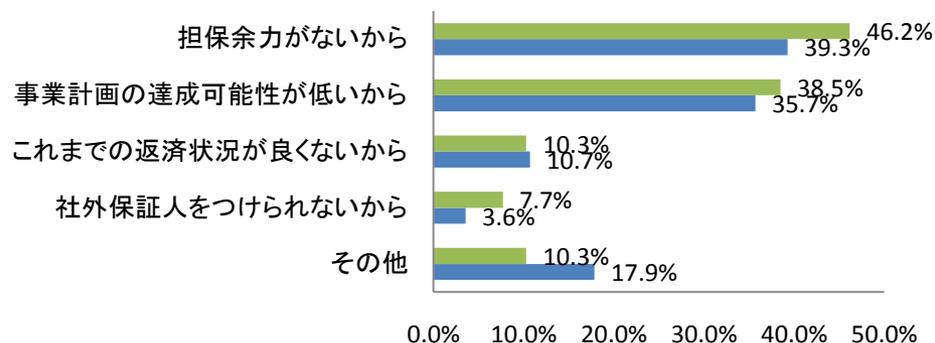
(全体)

■ 今年度調査 ■ 昨年度調査



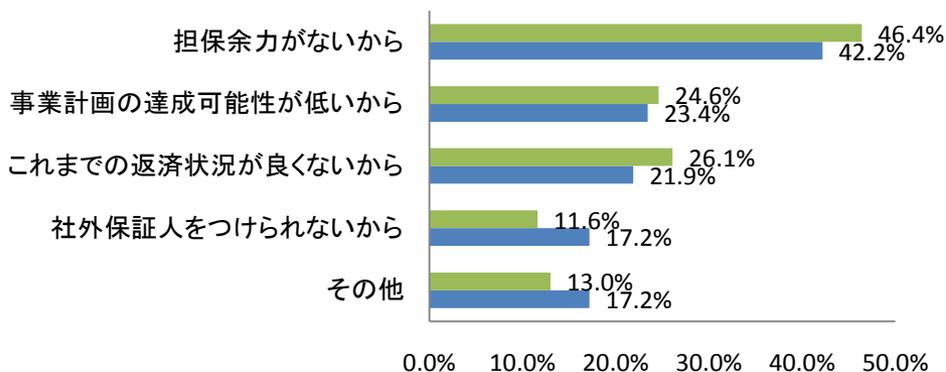
(満足層)

■ (満)今年度 ■ (満)昨年度



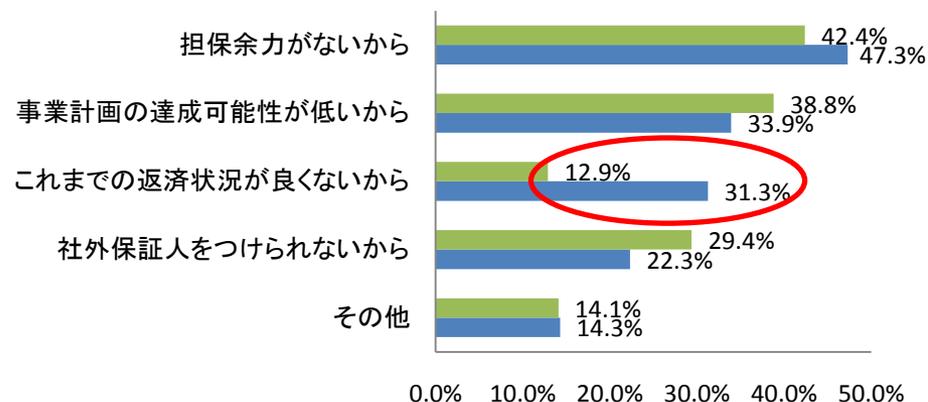
(中間層)

■ (中)今年度 ■ (中)昨年度



(不満足層)

■ (不)今年度 ■ (不)昨年度



IV 中小企業と金融機関の相互理解促進への取組状況

(「リレバン・レポート'09」より)

中小企業と金融機関の相互理解促進には、中小企業者からは、積極的な経営情報の開示が必要。**金融機関へ満足度の高い企業は、「自社の経営状況を的確に把握し、積極的に情報提供する」**ことで自ら金融の円滑化を勝ち取っている。

自社の経営状況をしっかりと把握するため、まず、日頃の資金繰りや現在位置を確認する**資金繰り表、試算表の作成**から始めよう。

(リレバン推進ワーキンググループの議論より)

- **自社の経営状況の把握は中小企業の経営力向上**につながるとともに、**金融機関との相互理解を促進**する一方、中小企業には融資利率より資金調達のスピードを重視する傾向や小規模事業者ほどマンパワーが不足という制約がある。
- 金融円滑化法施行以降、条件変更への対応が進んでいるが、同時に求められる経営改善支援としては、計画策定のみならずそのモニタリングが重要。



上記を踏まえ、相互理解促進に向けた、中小企業、金融機関が取り組むべき課題を探ることとした。

○ 昨年度に引き続き、試算表、資金繰り表等の作成状況を調査するとともに、県が今年度導入した経営力向上割引に関する意向を調査

○ 金融機関の金融円滑化法に係る取組状況や中小企業が金融機関に求める支援内容などを調査

1 試算表の作成・提出

○作成状況は昨年度とほぼ同様の傾向を示している。

- ・約半数の企業が毎月作成している一方で、作成していない企業も3割を超える。
- ・作成率は満足層>不満足層>中間層の順で変わらないが、不満足層の作成頻度が相対的に高まっている。

○提出状況も昨年度とほぼ同様で、金融機関へ自発的に提出している企業は1割に満たない。

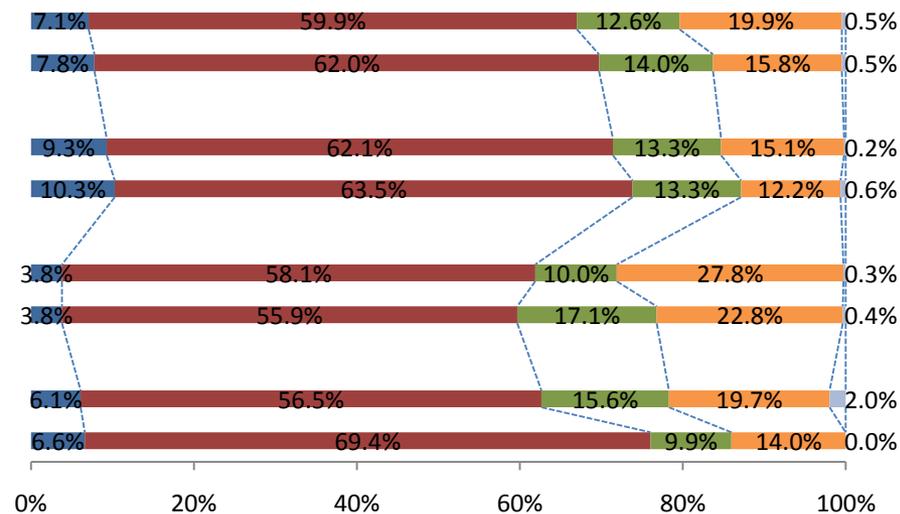
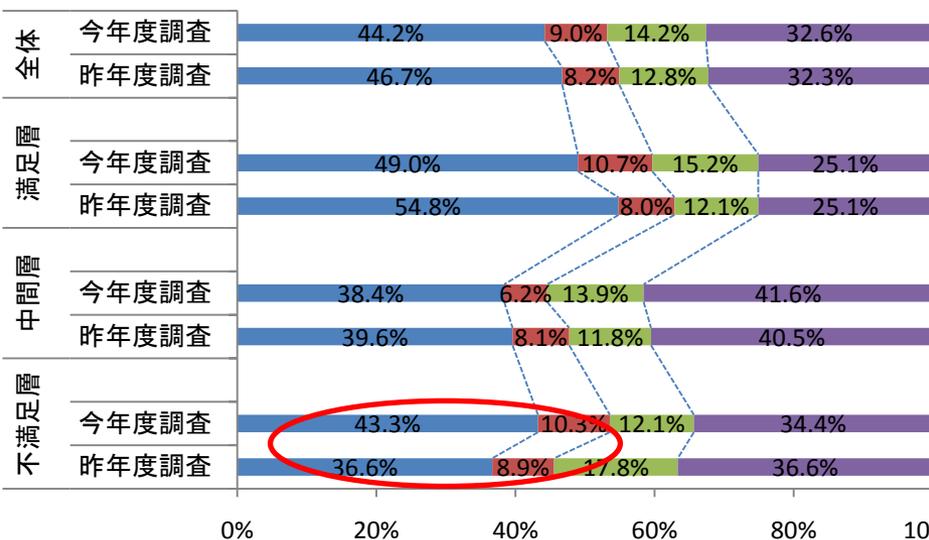
- ・満足層は自発的に提出している割合が9.3%と比較的高い。
- ・不満足層は金融機関から提出を求められる層と見られ、提出している割合は中間層よりかなり大きい。

試算表の作成の有無

■ 毎月 ■ 四半期毎 ■ 半期毎 ■ 作成していない

試算表の提出状況

■ 自発的に提出 ■ 求められれば提出 ■ 融資等申込時だけ
■ 提出していない ■ その他



2 資金繰り表の作成・提出

○作成状況は昨年度とほぼ同様の傾向を示している。

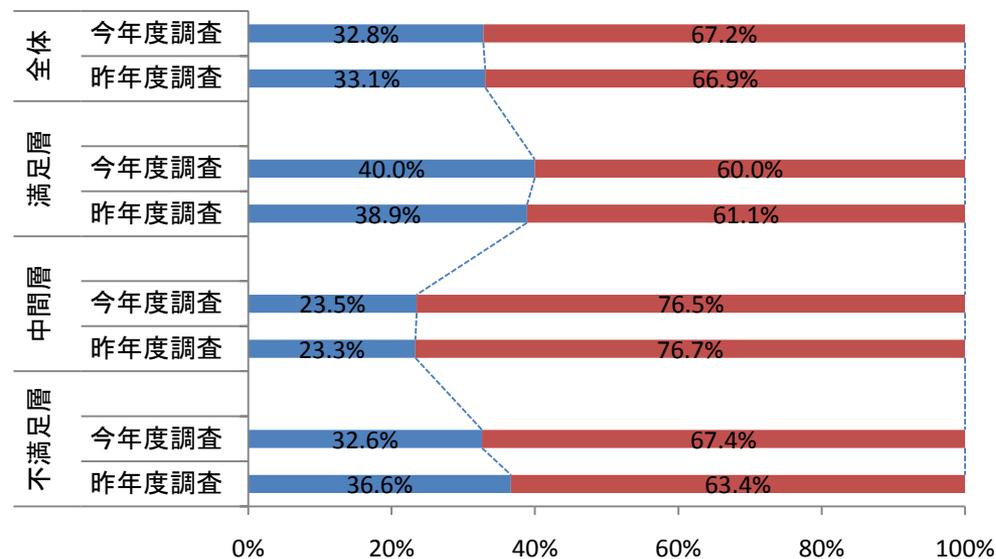
- ・約3分の2の企業が作成していない。
- ・作成率は満足層>不満足層>中間層の順で変わらないが、不満足層の作成割合が減少した。

○提出状況では金融機関へ自発的に提出している企業は1割に満たないのは昨年度同様。

- ・満足層は自発的に提出している割合が8.9%と比較的高い。

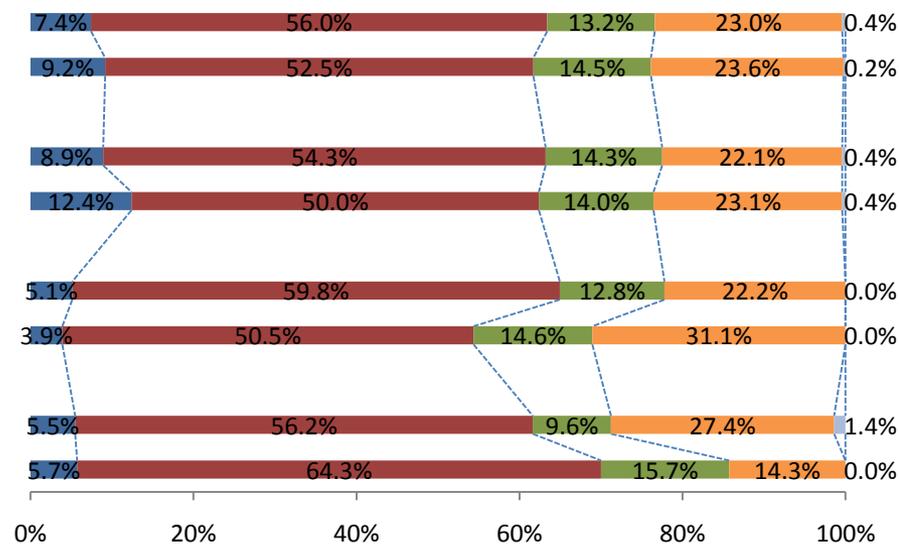
資金繰り表の作成の有無

■ 作成している ■ 作成していない



資金繰り表の提出状況

■ 自発的に提出 ■ 求められれば提出 ■ 融資等申込時だけ
■ 提出していない ■ その他

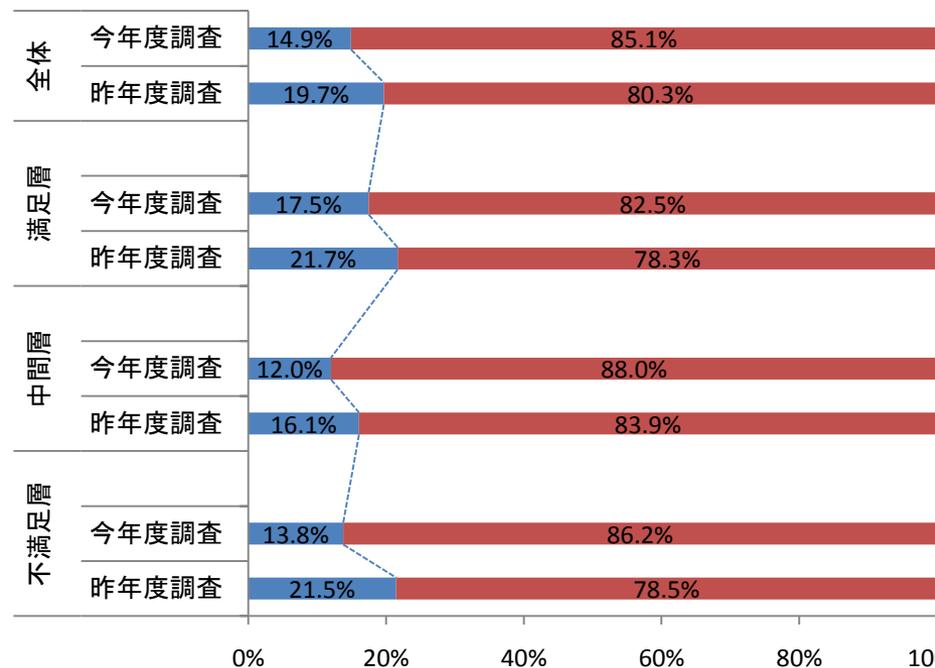


3 事業計画(3年程度先までの中期事業計画)の作成・提出

- 事業計画を作成しているのは14.9%。いずれの層においても、作成企業の割合は昨年度より減少した。
- 提出状況も、自発的提出が昨年度より減少して11.8%。
- 不満足層が金融機関から提出を求められているためか、「金融機関に求められれば提出」が多く、「提出していない」割合が最も少ないという傾向が見られる。

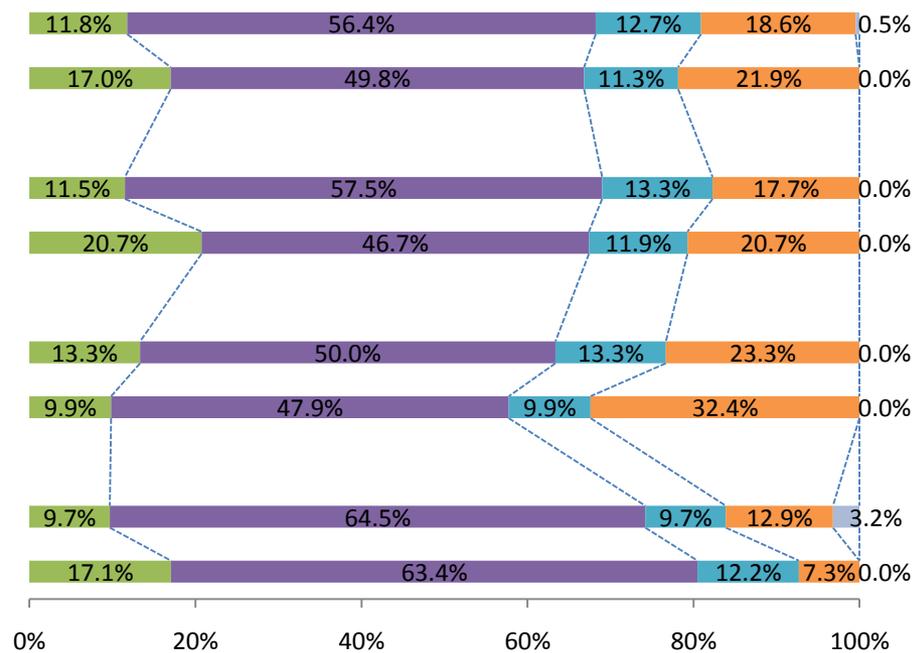
事業計画書の作成の有無

■ 作成している ■ 作成していない



事業計画書の提出状況

■ 自発的に ■ 求められれば ■ 融資申込時 ■ 提出していない ■ その他



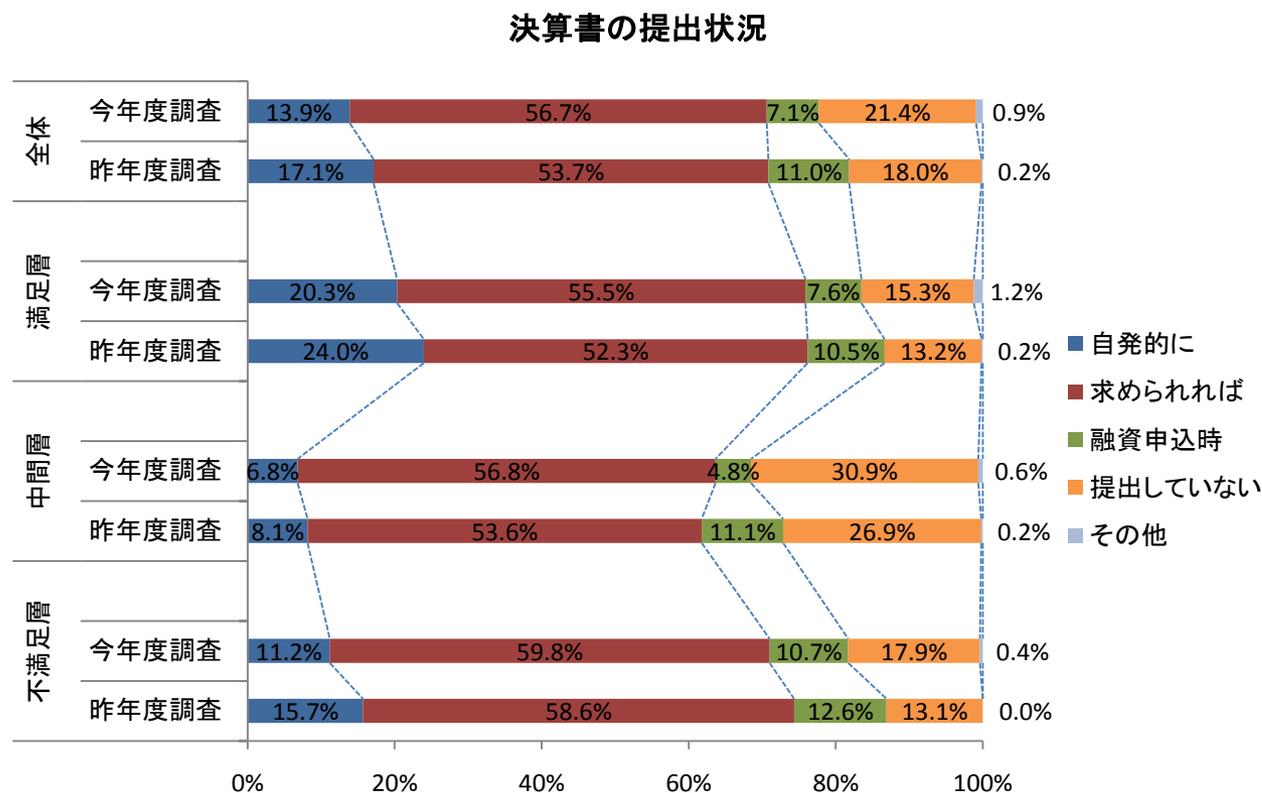
4 決算書の提出

○金融機関へ自発的に提出している企業は昨年度同様、2割に満たない。

○約2割の企業が提出していない。

○満足層は自発的に提出している割合が20.3%、提出していない割合が15.3%なのに対して、中間層は、自発的に提出している割合が6.8%、提出していない割合が30.9%と金融機関への情報提供が少ない。

○不満足層については、金融機関より提出を求められているためか、中間層より提出している割合が高い。



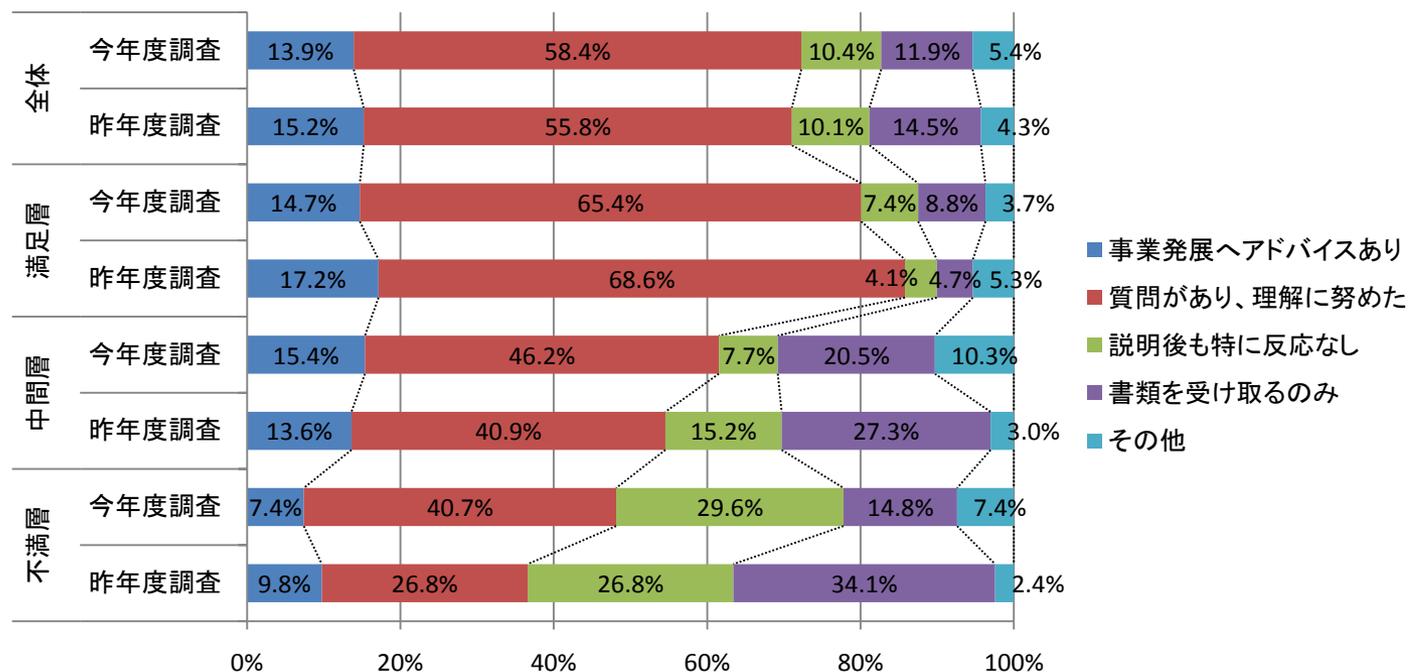
5 中小企業者が決算書等^(※)を自発的に提出した場合の金融機関側の対応

※決算書等：決算書、試算表、資金繰り表、事業計画 （中小企業者側からの回答）

- 全体では、前向きな対応（「アドバイスあり」「理解に努めた」）が7割を超えている一方で、「書類を受け取るだけ」「説明を受けただけ」という対応も2割程度見られる。
- 前向きな対応は、満足層が80.1%なのに対して、中間層は61.6%、不満足層は48.1%と低くなっているものの、昨年度と比較すると、中間層、不満足層ともに前向きな対応が増加している。
- 「書類を受け取るだけ」という対応は、満足層では8.8%に止まるのに対し、中間層で20.5%、不満足層で14.8%と高いものの、昨年度より大きく減少した。

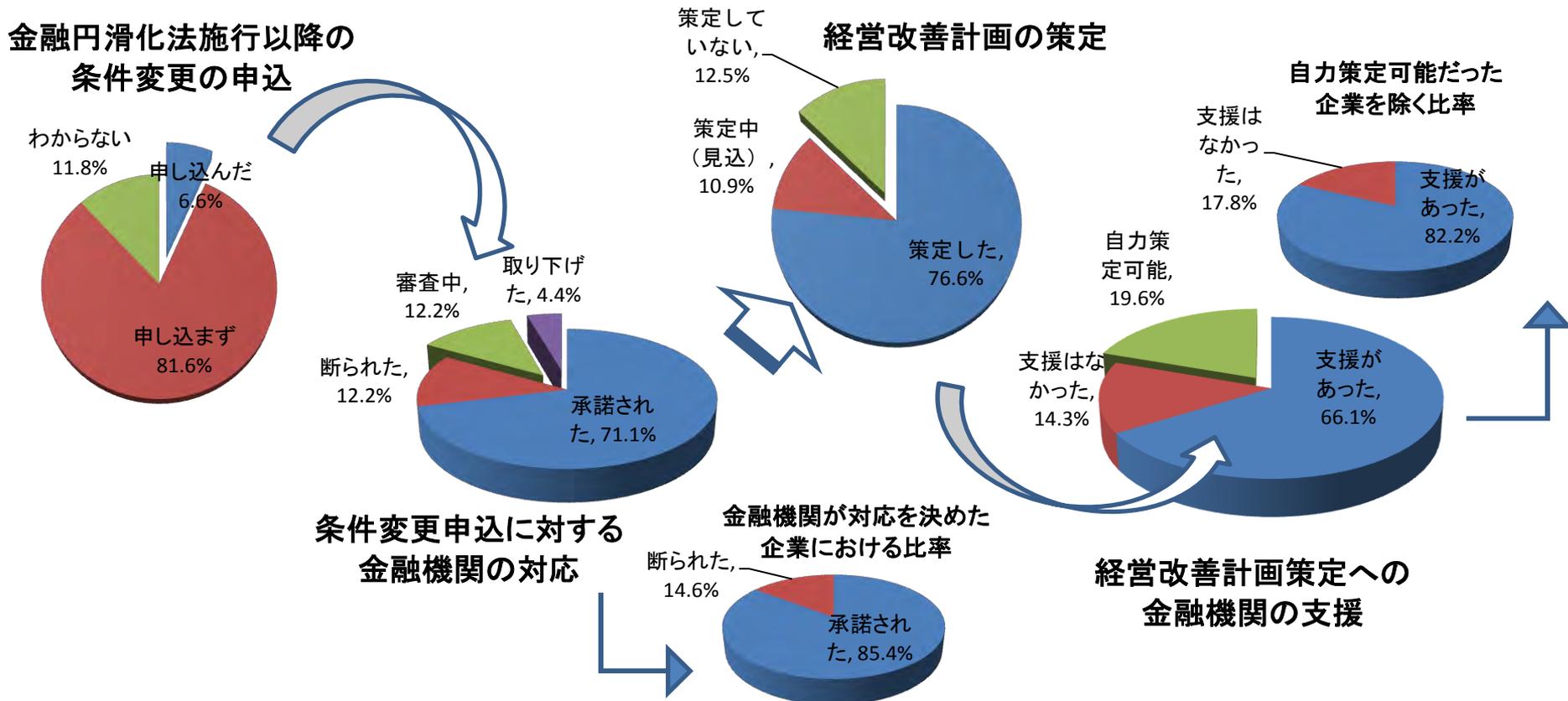
※中間層、不満足層に対する前向きな対応が増えたことは金融円滑化法に基づく対応の結果と推測される。

自発的に決算書等を提出した場合の金融機関側の反応



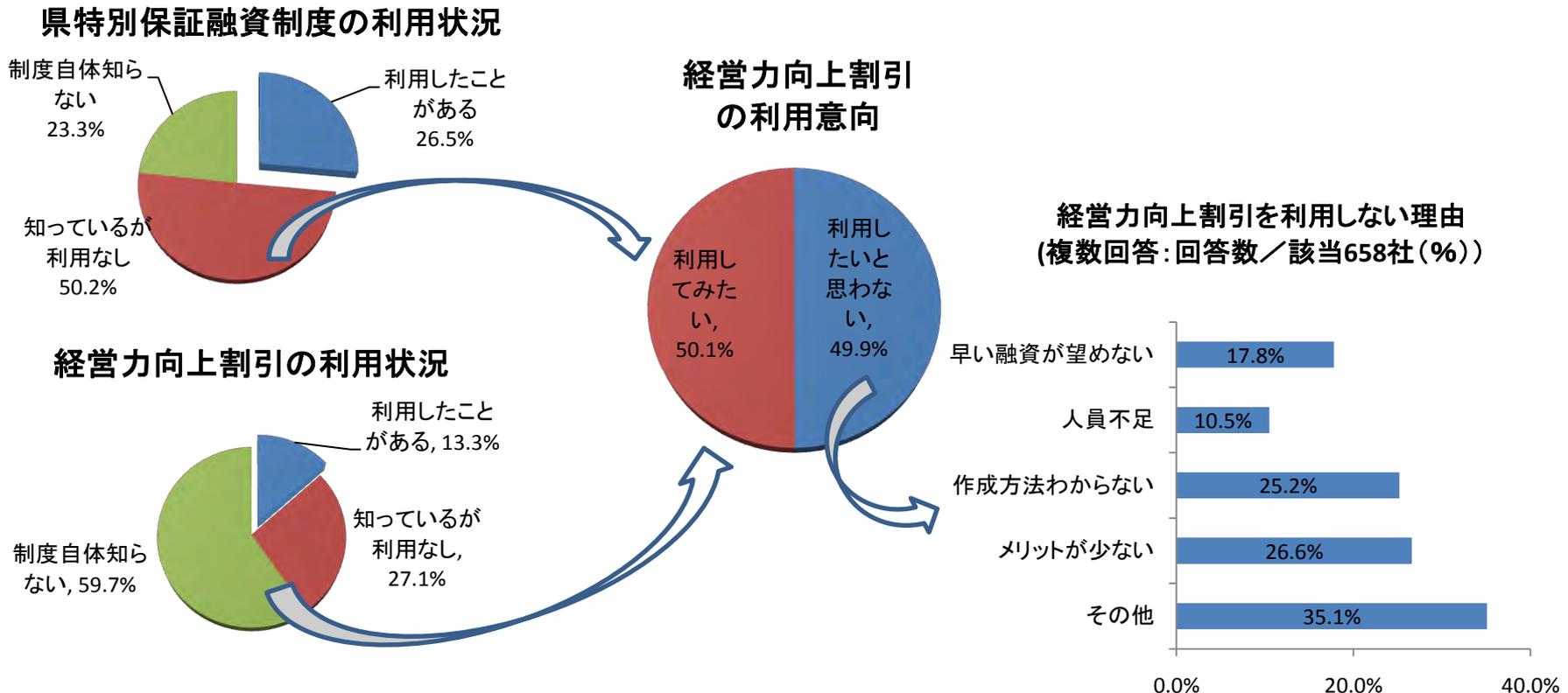
6 金融円滑化法に基づく対応状況（中小企業者側からの回答）

- 平成21年12月に施行された金融円滑化法では、金融機関に対し、中小企業からの条件変更等の申込みへの対応に係る努力義務が定められ、これに関連して経営改善への支援が求められている。
- 条件変更を申し込んだ企業は全体の6.6%。これに対する金融機関の対応は、承諾が71.1%。実際に金融機関が対応を決定した（審査中、取り下げを除いたもの）企業の中では、85.4%が承諾された。
- 承諾された企業のうち、87.5%が経営改善計画の策定に取り組んでいる。
- また、経営改善計画の策定に当たっては、自力での策定が可能だった企業を除くと、8割超が金融機関の支援を受けている。



7 県特別保証融資制度の利用状況

- 県特別保証融資制度(県制度)の利用状況については、全体の26.5%が利用経験ありと回答。制度を知っている企業と合わせると8割近い認知度がある。
- 県制度の利用経験がある企業に対し、今年度から導入した経営力向上割引(試算表、資金繰り表の四半期毎の提出を条件に金利を0.2%割引)の利用状況を聞いたところ、制度自体知らないとする企業が6割近い。
- このうち、県制度又は経営力向上割引の利用経験がない企業に対して、経営力向上割引の利用意向の有無を聞いたところ、ほぼ半々で、潜在的な利用意向が一定程度あることがわかった。
- 利用意向がない理由としては、「メリットが少ない」、「試算表等の作成方法がわからない」がそれぞれ2割を超えているほか、「早い融資が望めない」が17.8%となっている。

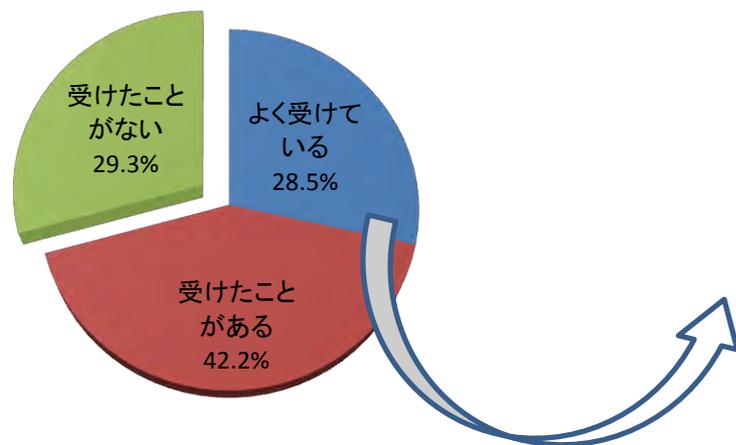


8 商工団体の経営指導の活用状況

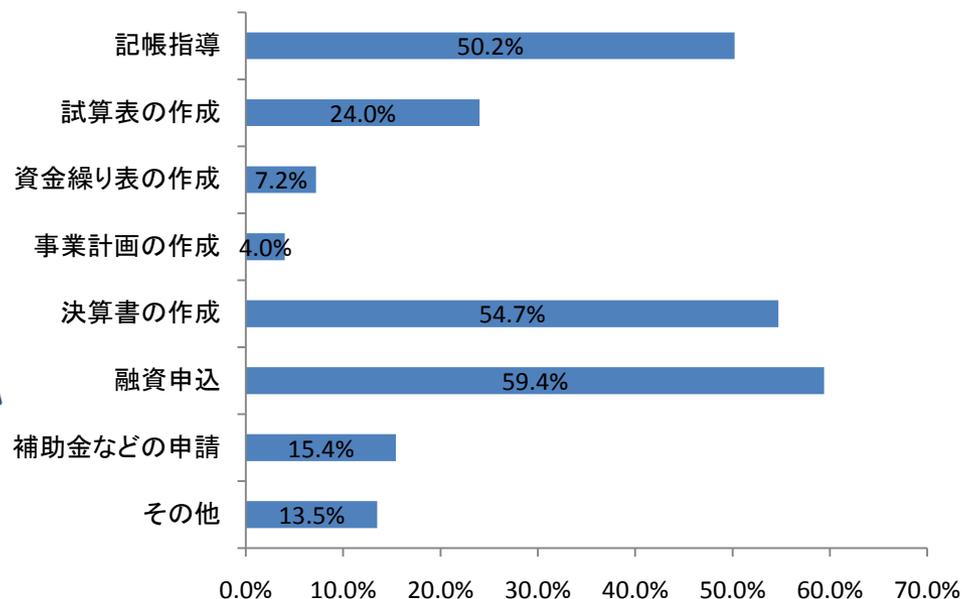
○商工団体の経営指導を受けたことがある企業は、全体の約7割。

○商工団体で受けた経営指導の内容としては、融資の申込が59.4%、次いで決算書の作成54.7%、記帳指導50.2%の順となっている。また、試算表、資金繰り表、事業計画の作成などは少数にとどまっている。

商工団体の経営指導
の活用状況



商工団体の経営指導内容
(複数回答:回答数/該当967社(%))

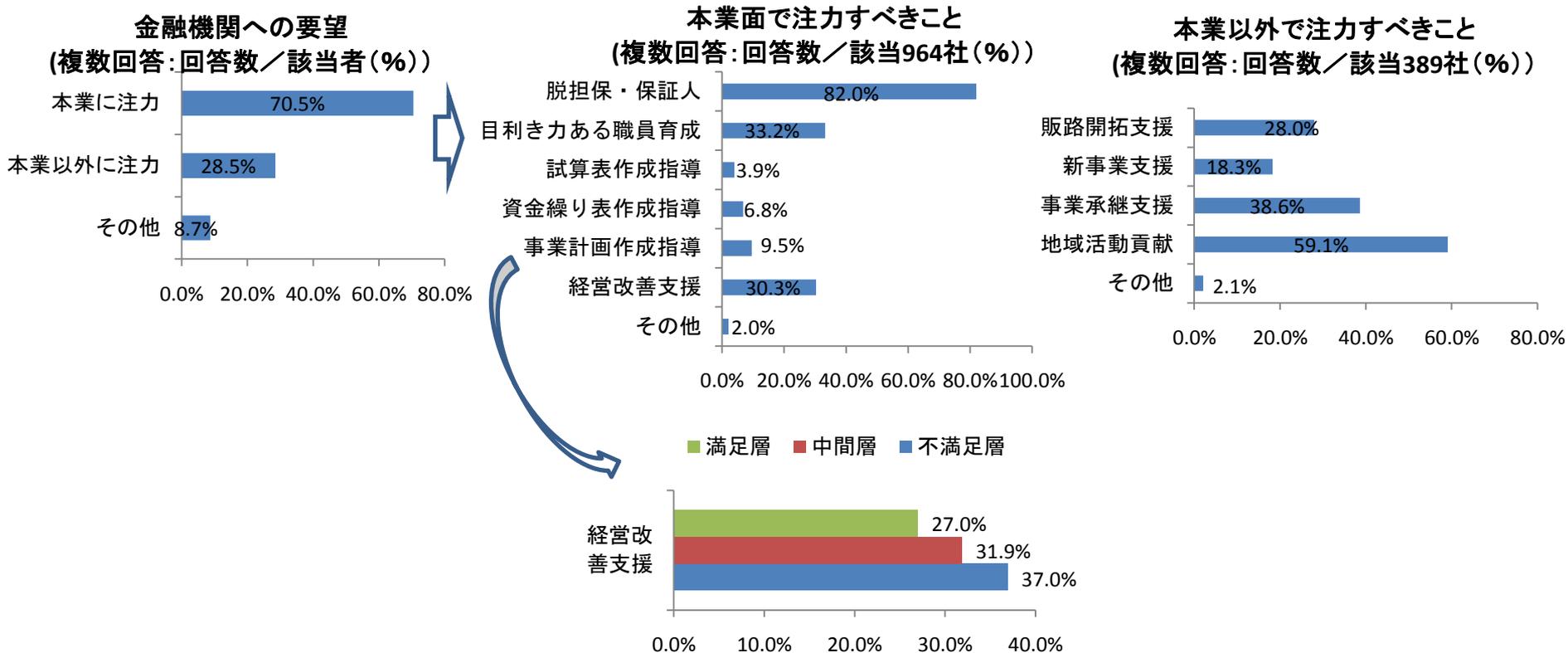


9 金融機関への要望

○全体では、「本業への注力」が70.5%、「本業以外に注力」が28.5%となっており、本業への要望が過半を占めるものの、本業以外のサービスを求める意見も一定程度存在する。

○本業への注力を求める企業が望む内容としては、「担保・保証人に依存しない融資」が82.0%と圧倒的に高く、本業の基礎となる「目利き力のある職員の育成」(33.2%)と並んで、経営改善支援が30.3%で続く。これを満足度階層別で比較すると中間層、不満足層はその比率が高くなっている。

○本業以外への注力として望む内容は、「地域活動等への貢献」が59.1%と最も高く、次いで、「事業承継への支援」38.6%、販路開拓支援28.0%と、企業経営を側面から支援するサービスを求める意見にも一定の要望が上がっている。



V 「相互信頼」関係の構築へ向けて

1 中間層、不満足層に変化の兆しあり

区分	満足層	中間層	不満足層
中小企業者側の特徴	自社の経営状況把握のため必要な書類を作成し、金融機関に情報発信。	自社の経営状況把握のための書類の作成や、金融機関に対する積極的な情報発信の割合が相対的に低い。	既に融資等を謝絶されている割合が高く、試算表等は、金融機関の指導による作成と推測される。
金融機関との関係	積極的な情報発信により金融機関と良好関係を構築。 その結果、 <u>謝絶率が低くなる</u> など好循環	普段のコミュニケーションが乏しく、 <u>中小企業者、金融機関双方ともに相手側へのアプローチ不足</u> か。	金融機関の指導で、資金繰り表等の作成率は高いものの、情報発信の意識は高くない。 <u>金融機関のコンサルティング機能発揮が必要</u> か。
金融機関側の特徴 (中小企業者の回答より)	(昨年度)自発的な書類提出には8割以上の前向き対応。 ↓ (今年度) 同様の傾向	(昨年度)自発的書類提出にも、約5割が消極的反応。 ↓ (今年度) 6割が前向き対応	(昨年度)前向きな対応は4割を切るなど低い状況。 ↓ (今年度) 5割弱が前向き対応
融資や条件変更の謝絶率	(昨年度) 4.5% ↓ (今年度) 6.0%	(昨年度) 14.5% ↓ (今年度) 13.9%	(昨年度) 56.2% ↓ (今年度) 37.9%



金融機関による中間層、不満足層に対する前向き対応の増加や、融資・条件変更の謝絶率の低下は、金融円滑化法の効果と推測されるが、金融機関の積極的姿勢の萌芽ではないか。

2 とともにステップアップ！

中小企業は自社の経営状況把握へ、金融機関は中小企業の立場に立ったコンサルティング機能の強化へ

中小企業

現在の経営状況を把握する基礎資料ともいべき試算表、資金繰り表の作成率は未だ低い状況

引き続き作成推進が必要

商工団体の経営指導で最も利用の多い「融資申込」



「経営力向上割引」利用に一定層が興味



商工団体にて「融資申込」時、試算表、資金繰り表の重要性を啓発。「経営力向上割引」利用へ

金融機関

満足層を上回る中間層、不満足層が引き続き存在する一方、中間層、不満足層に対して見られる積極的対応の兆しや、不満足層における満足度の改善あり。

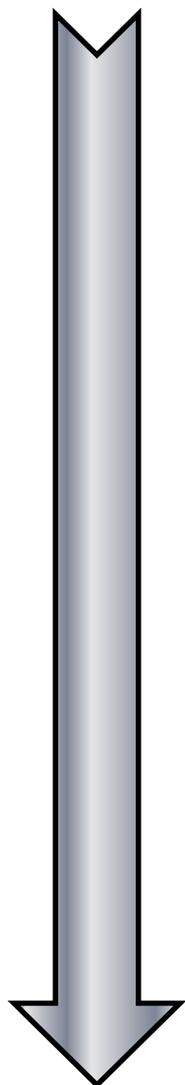
さらなる取組を継続

金融円滑化法の下での対応強化の効果

中小企業からの経営改善支援の要請

この機運を契機とした、継続的なコンサルティング機能の強化で、信頼関係構築というリレバン本来の姿へ

3 今後の取組スケジュール



2月10日 第3回制度金融運営協議会
「リレバン・レポート'10」公表

レポート公表以降 各機関(金融機関・商工団体・県)において、レポートを踏まえた今後の取組方針検討

平成23年度(予定)

5月 第1回制度金融運営協議会
総合対策プラン及びレポートを踏まえた
各機関の平成23年度取組方針報告

11月 第2回制度金融運営協議会
取組の進捗状況確認

2月 第3回制度金融運営協議会
「リレバン・レポート'11」による評価